

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年2月14日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 歴史・文化資源を活用した観光地域づくり定着促進事業

(2) 業務目的

静岡県の伊豆・富士山地域において、大河ドラマの放送を契機として実施している歴史・文化資源を活用した誘客・広域周遊促進の取組の実績を踏まえ、地域の理解促進・機運醸成に寄与する取組及び誘客・広域周遊促進の取組を連携させながら実施し、今後の観光活用の方向性の検討・とりまとめを行うことで、伊豆・富士山地域における歴史・文化資源を活用した誘客・広域周遊促進の定着を図る。

(3) 業務内容

令和4年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送や令和3年度から県内で継続して取り組んでいる「歴史・文化資源を活用した広域連携事業」の実績を踏まえて、下記の事業を実施する。

ア 地域が持つ歴史や文化資源を活用した観光誘客に対する県民理解促進、意見交換・集約の場の企画・運営

イ 誘客・広域周遊促進の取組実施

ウ 今後の歴史・文化資源活用の方向性の検討、とりまとめ

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年1月31日(水)まで

(5) 契約限度額

17,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加表明書及び企画提案書等を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県的一般業務委託競争入札参加資格において、「調査」、「イベント」、「広告代理」いずれかの営業種目に競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 静岡県内に本社、支社又は営業所等の業務拠点を有するなど、委託者の求めに応じ即時の対応が可能な者であること。
- (4) 平成24年度以降に歴史・文化・観光資源の活用に関する調査、広報又は誘客・広域周遊促進のイベント等における事業実績を有すること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当する者でないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。））第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定方法

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎2階
静岡県東部地域局地域課
(電話番号) 055-920-2139 (FAX) 055-920-2009
(Eメール) toubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項及び企画提案募集仕様書の配布

ア 配布期間

令和5年2月14日（火）午前9時から令和5年2月27日（月）午後5時まで

イ 配布場所

静岡県東部地域局ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/chiikikyoku/tobuchiiki/index.html>)

(3) 参加表明書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

ア 提出書類

企画提案参加表明書、宣誓書、即時の対応が可能である旨の申出書（詳細は「企画提案募集要項」の別表1参照）

イ 提出期限

令和5年2月28日（火）午後5時

ウ 提出方法

上記(1)に電子メールにて提出

(4) 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

企画提案書、業務の実施体制、業務の実績、参考見積書（詳細は「企画提案募集要項」の別表2参照）

イ 提出期限

令和5年3月3日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

上記(1)に郵送又は持参

(5) 審査対象者の選定

ア 参加表明書を提出した者が5者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から書面審査等により、「令和5年度 歴史・文化資源を活用した観光地域づくり定着促進事業受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」委員長が審査対象者として5者程度を選定することがある。

イ 審査対象者に選定された者に対しては、選定された旨を電子メールにより令和5年3月7日（火）までに通知する。

ウ 参加表明書等を提出した者のうち、審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子メールにより令和5年3月7日（火）までに通知する。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

審査対象者に選定された者に対しては、企画提案書等のプレゼンテーションの際にヒアリングを次のとおり実施する。

ア 実施予定日時 令和5年3月15日（水）

イ 実施方法 対面方式（実施方法を変更する場合には別途連絡する。）

(7) 契約予定者の特定

ア 選定委員会の委員は、企画提案書等を「企画提案募集要項 別表3 審査項目・視点及び配点」に基づき採点し、委員ごとに企画提案の順位付けを行う。順位付けした順位を整数とし企画提案ごとに集計した結果、数が最も少ない者を契約予定者として特定する。ただし、各委員の採点結果の平均点が基準点（81点）に達していない場合は特定しない。また、数が最も少ない企画提案が複数ある場合は、委員による協議を経て、委員長が決定し特定する。

イ 契約予定者に特定された者に対しては、特定された旨を電子メールにより、令和5年3月22日（水）までに通知する。

ウ 契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子メールにより、令和5年3月22日（水）までに通知する。

5 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案募集仕様書による。
- (3) 本募集に係る説明会は行わない。

- (4) 企画提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5) 照会窓口は、静岡県東部地域局地域課（電話番号 055-920-2139）とする。
- (6) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。